

交通事故などの 第三者の行為による

ケガや病気の治療で 保険証を使ったときは すぐに届け出を!

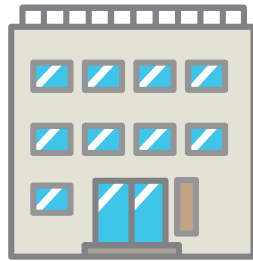
※届け出により、あなたに
医療費の負担をお願いす
るものではありません。



交通事故(自動車事故、自転車事故等)や飲食
店での食中毒など、ご自身以外の第三者の行
為によるケガや病気を治療する場合でも、保
険証を使って治療することができます。

ただし、必ず届け出が必要です。

札幌市国民健康保険の
保険証を使ったときは、
お住まいの区の区役所
保険年金課(ウラ面に
記載)に届け出をしてく
ださい。



こんな時も届け出ください

家族が運転する自動車に
同乗していた時など、相手(加害者)が
家族や親せきである場合

相手が不明な場合

自身の過失が大きい
(相手の過失が小さい)場合

どうして届け出が必要なの?

第三者の行為によってケガをしたり病気にな
ったとき、被害者は加害者に損害賠償を請
求できますが、その治療に保険証を使った場
合、本来は加害者が支払うべき治療費を健康
保険の保険者が負担したことになります。

このため、健康保険の保険者は、医療機関に支
払った費用を加害者(加害者が加入する損害保
険会社の場合もあります。)に請求しています。

この請求に必要な情報を得るために、傷病の
原因となった状況や請求先となる加害者の情
報などの届け出をお願いします。

仕事中や通勤中に負傷した場合は!

仕事中や通勤途中に負傷
した場合は、「労働者災害
補償保険(労災保険)」が適
用され、保険証を使っての
治療は受けられません。

! 労災保険は、パートやアルバイトなど雇用の形態に関わらず適用されます。

負傷された場合は、速やか
にお勤め先に申し出いた
だくとともに、既に国民健
康保険の保険証を使って治
療された場合は、お住まい
の区の区役所保険年金課
までご連絡ください。

! 労災に該当する傷病の治療に保険証を使った場合は、治療費全額(10割)をお支払いいただく場合があります。

第三者行為の例

交通事故

衝突した車両の運転手や同乗していた車両の運転手に治療費を請求します。

(相手方が加入する自動車賠償責任保険や任意保険の場合もあります。)



けんか

けんかの相手に治療費を請求します。

他人の犬にかまれた

犬の飼い主に治療費を請求します。

(飼い主が加入するペット保険、個人賠償責任保険等の場合もあります。)



工事現場からの落下物等でケガ

工事の管理責任者(会社)に治療費を請求します。
(会社が加入する賠償責任保険の場合もあります。)

購入食品や飲食店での食中毒

食品の販売元や飲食店に治療費を請求します。

(飲食店が加入する賠償責任保険等の場合もあります。)



スキー・スノーボード等の衝突・接触事故

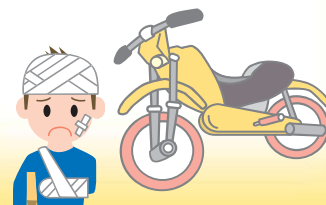
衝突・接触した相手に治療費を請求します。

(相手方が加入するスポーツ保険、個人賠償責任保険等の場合もあります。)



その他 (リコール製品によるケガ)

製品製造会社に治療費を請求します。



●届出後の示談にあたって●

相手方との示談などの前に、ご連絡ください。
賠償の対象となる治療の範囲や期間などを決めず、感謝料や賠償金の内訳がはっきりしない示談内容である場合、相手方ではなく、示談金を受け取った方に治療費を請求する場合があります。

●医療費の適正化にご協力を!●

第三者行為による傷病届を提出いただかなかった場合、本来は加害者が支払うべき治療費を請求できず、支払う必要の無い医療費を札幌市国民健康保険が負担することになります。このことが医療費の増加を招き、最終的に保険料の増加へ波及することも考えられます。

【届け出は、お住まいの区の区役所保険年金課へ】

中央区役所 (給付係)	011-205-3341	〒060-8612 中央区大通西2丁目
北区役所 (給付係)	011-757-2491	〒001-8612 北区北24条西6丁目
東区役所 (給付係)	011-741-2529	〒065-8612 東区北11条東7丁目
白石区役所 (給付係)	011-861-2491	〒003-8612 白石区南郷通1丁目南
厚別区役所 (保険係)	011-895-2594	〒004-8612 厚別区厚別中央1条5丁目
豊平区役所 (給付係)	011-822-2505	〒062-8612 豊平区平岸6条10丁目
清田区役所 (保険係)	011-889-2061	〒004-8613 清田区平岡1条1丁目
南区役所 (給付係)	011-582-4770	〒005-8612 南区真駒内幸町2丁目
西区役所 (給付係)	011-641-6973	〒063-8612 西区琴似2条7丁目
手稲区役所 (保険係)	011-681-2568	〒006-8612 手稲区前田1条11丁目

編集・発行
札幌市役所保健福祉局
保険医療部
〒060-8611
札幌市中央区北1条
西2丁目
TEL 011-211-2341
FAX 011-218-5182

札幌市公式ページ
スマホサイト



インターネットでもご案内しています。

札幌市国保 第三者行為 交通事故などにあつたとき / 札幌市

<http://www.city.sapporo.jp/hoken-iryu/kokuho/daisan.html>